

【大阪を取り巻く背景】

- 高齢化の進展
- 障がい者数の増加
- 外国人旅行者数の増加
- 高齢者の外出の増加
- ユニバーサルデザイン社会・大阪に向けた取組み
- バリアフリー法の改正

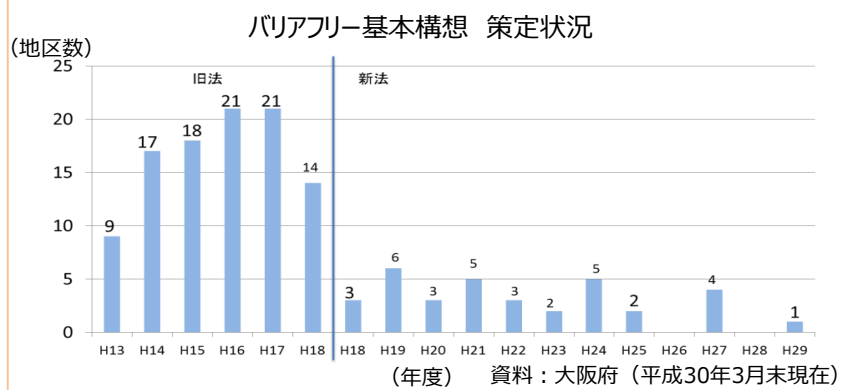
【府域の基本構想の現状と課題】

現 状

- 基本構想作成数
: 33市町 作成率 : 76.7% (全国 : 16.9%)
内継続協議会設置 : 10市町
- 基本構想のある鉄道駅数 : 202駅
- 利用者数3千人以上/日の鉄道駅の基本構想作成率
: 201/433 (46.4%)
- 旧法(交通バリアフリー法)に基づく作成地区 : 100地区
- 旧法から新法(バリアフリー法)に見直した地区 : 11地区
- 基本構想の特定事業の進捗の公表を行っている市は8市

課 題

- 府の作成率は全国と比較して高いが、10市町村が未作成。
- 継続協議会設置の市町は少なく、当事者の意見を聞く場がない。
- 基本構想のある駅は4割程度、利用者数3千人以上/日駅に対する割合も5割未満。
- 旧法の見直しは進んでいない。
- 新法施行以降、新たな基本構想作成は進んでいない。
- 7割以上の市町が基本構想の特定事業の進捗を公表していない。



【目 的】

すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる福祉のまちづくりが進むよう、さらなるバリアフリー化を図るため、市町村がバリアフリーマスタープランやバリアフリー基本構想(以下「基本構想等」という。)の作成・見直しを進める本方針を策定する。

【位置づけ】

本指針は、バリアフリー法の改正等により、基本構想等の作成に係る都道府県の役割が強化されたことや福祉のまちづくり条例における市町村への技術的助言についての規定、大阪府ユニバーサルデザイン推進指針を踏まえ、広域的な観点から府の考え方を示すもの。

【目 標】

1. 全市町村における基本構想等の作成
2. 利用者数3千人以上/日の鉄道駅等のバリアフリー化

【基本的な方向性】

1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
2. 当事者が参画した協議会における基本構想等の推進
3. ハード・ソフトの一体的な取組みの推進

【市町村の基本構想等の作成・見直しの視点】

1. 面的・一体的なバリアフリー化の促進
2. 鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の促進
3. バリアフリーマップ等を活用した分かりやすいバリアフリー情報の提供
4. 災害時、緊急時の避難を想定した施設や経路のバリアフリー化
5. マスタープランの活用

【基本構想等作成促進に向けた大阪府の取組み】

1. 府域一元的なまちのバリアフリー情報の提供
2. 基本構想等の作成に係る広域的な視点からの助言・情報提供
3. 国や鉄道事業者等との協議・調整
4. 鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の検討

